

新型コロナウイルスの影響により経営に支障をきたしている県内中小企業者の皆様へ

山形県商工業振興資金融資制度

「地域経済変動対策資金」において、 「年1.6%(固定)もしくは無利子」で 融資を受けられます

新型コロナウイルスの影響により経営に支障をきたしている県内中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、山形県商工業振興資金融資制度「地域経済変動対策資金」の経済変動事象に新型コロナウイルスを指定し、年1.6%(固定)の低利もしくは無利子での融資を行っております。

1. 地域経済変動対策資金(経済変動事象：新型コロナウイルス)の貸付条件

貸付対象者	① 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定される中小企業者 ② ①を満たす中小企業者のうち、新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して 30%以上 減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して 30%以上 減少することが想定される中小企業者 ※①、②ともに小規模企業者、個人事業主も対象です。
対象地域	県内全域
資金の用途	経営の安定に必要な運転資金
利率	①年1.6%(固定) ② 無利子
貸付限度額	5,000万円 ※ただし、新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して 50%以上 減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して 30%以上 減少することが想定される中小企業者の方は 2億円
貸付期間	10年以内(うち据置2年以内)
取扱期間	①令和2年2月25日から当分の間 ②令和2年3月16日から令和2年8月31日まで
認定機関	山形県

令和2年5月1日から、無利子融資の貸付限度額を拡大しました。

限度額の拡大：最近1か月の売上高50%以上減の場合 1億円→2億円

2. 申込窓口

◎山形県商工業振興資金の取扱金融機関が申込窓口です。

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、北郡信用組合、山形中央信用組合、山形第一信用組合、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)、商工中金(山形支店・酒田支店)

詳しくは、最寄りの取扱金融機関のほか、山形県産業労働部中小企業振興課内「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」へお気軽にお問い合わせください。

◎山形県産業労働部中小企業振興課内「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」

(受付時間：平日8:30～17:15) TEL:023-630-2359 FAX:023-630-3267